

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 13 日

建設業者団体の長 殿

関東地方整備局長 土井 弘次

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の
公示を踏まえた工事及び業務の対応について（参考送付）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、4月5日から関係都道府県知事が指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域において、まん延防止等重点措置を実施することが決定されました。

これを踏まえ、国土交通省直轄の今後の工事及び業務について、別添のとおり、関東ブロック発注者協議会会員あてに通知を行いましたので、参考までに送付します。

当該取組みについて、ご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員等に周知いただきますよう、お願い致します。

<内容に関する問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局

企画部 技術管理課 荒井 TEL 048-600-1331（直通）

技術調査課 後閑 TEL 048-600-1332（直通）

建設業者団体 送付先

- (一社) 茨城県建設業協会
- (一社) 栃木県建設業協会
- (一社) 群馬県建設業協会
- (一社) 埼玉県建設業協会
- (一社) 千葉県建設業協会
- (一社) 東京建設業協会
- (一社) 神奈川県建設業協会
- (一社) 山梨県建設業協会
- (一社) 長野県建設業協会
- (一社) 日本建設業連合会 関東支部
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- (一社) 日本橋梁建設協会 関東事務所
- (一社) 建設コンサルタンツ協会
- (一社) 関東地質調査業協会
- (一社) 全国測量設計業協会連合会

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 13 日

関東ブロック発注者協議会会員 各位

関東ブロック発注者協議会会長
関東地方整備局長 土井 弘次

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の
公示を踏まえた工事及び業務の対応について（参考送付）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、4月5日から関係都道府県知事が指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域において、まん延防止等重点措置を実施することが決定されました。

これを踏まえ、国土交通省直轄の今後の工事及び業務について、別添のとおり通知がされているところです。貴職におかれましても参考とされますよう送付させていただきます。

また、建設業者団体の長宛てにも、下記のとおり通知が行われていますので、併せてお知らせいたします。

記

【建設業者団体の長宛て】

- ・新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の公示を踏まえた工事及び業務の対応について（参考送付）

<内容に関する問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局

企画部 技術管理課 荒井 TEL 048-600-1331（直通）

技術調査課 後閑 TEL 048-600-1332（直通）

関東ブロック発注者協議会（委員）送付先

	所 属	部 署	役 職
会 長	国土交通省	関東地方整備局	関東地方整備局長
副会長	農林水産省	関東農政局	農村振興部長
副会長	茨城県	土木部	土木部長
委 員	警察庁	関東管区警察局	総務監察部長
	警察庁	科学警察研究所	総務部長
	警察庁	皇宮警察本部	副本部長
	警察庁	東京都警察情報通信部	情報通信部長
	財務省	関東財務局	管財第一部長
	財務省	関東信越国税局	総務部次長
	財務省	東京国税局	総務部次長
	農林水産省	関東森林管理局	計画保全部長
	国土交通省	関東地方整備局	企画部長
	国土交通省	関東地方整備局	営繕部長
	国土交通省	関東地方整備局	港湾空港部長
	国土交通省	関東運輸局	総務部長
	国土交通省	東京航空局	空港部長
	国土交通省	国土技術政策総合研究所	企画部長
	環境省	関東地方環境事務所	統括自然保護企画官
	防衛省	北関東防衛局	調達部長
	防衛省	南関東防衛局	調達部長
	最高裁判所	東京高等裁判所	事務局会計課長
	栃木県	県土整備部	県土整備部長
	群馬県	県土整備部	県土整備部長
	埼玉県	県土整備部	県土整備部長
	千葉県	県土整備部	県土整備部長
	東京都	建設局	企画担当部長
	神奈川県	県土整備局	技監(兼)都市部長
	山梨県	県土整備部	県土整備部長
	長野県	建設部	建設部長
	さいたま市	建設局	建設局長
	千葉市	建設局	建設局長
	横浜市	財政局	公共施設・事業調整室長
	川崎市	建設緑政局	建設緑政局長
	相模原市	都市建設局	都市建設局長
	茨城県水戸市	財務部	財務部長
	栃木県宇都宮市	建設部	建設部長
	群馬県前橋市	総務部	総務部長
	埼玉県川口市	都市計画部	技監兼都市計画部長
	千葉県船橋市	建設局都市計画部	都市計画部長
	東京都新宿区	みどり土木部	みどり土木部長
	神奈川県横須賀市	財務部	財務部長
	山梨県甲府市	行政経営部	行政経営部長
	長野県長野市	建設部	建設部長

	所 属	部 署	役 職
委 員	東日本高速道路(株)	関東支社	技術部長
	中日本高速道路(株)	東京支社	環境・技術管理部長
	首都高速道路(株)		技術部長
	成田国際空港(株)		調達部長
	日本中央競馬会		施設部長
	(国立研究開発法人)科学技術振興機構		契約部長
	(独)国際協力機構		調達部長
	(独)国立科学博物館		経営管理部長
	(独)国立女性教育会館		事務局長
	(独)国立美術館	国立西洋美術館	総務課長
	(独)国立文化財機構	東京国立博物館	総務部長
	(独)国立文化財機構	東京文化財研究所	研究支援推進部長
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構		経理部長
	(独)中小企業基盤整備機構		財務部長
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京支社	総務部長
	(独)都市再生機構		技術・コスト管理部長
	(独)日本学生支援機構		財務部長
	(独)日本芸術文化振興会	総務企画部	経理担当副部長
	(国立研究開発法人)日本原子力研究開発機構		契約部次長
	(独)日本スポーツ振興センター		財務部長
	(独)水資源機構		技術管理室長
	(独)労働者健康安全機構	医療企画部	営繕企画監
	(国立研究開発法人)産業技術総合研究所		施設部長
(独)製品評価技術基盤機構		企画部管理部長	
地方共同法人 日本下水道事業団		事業統括部長	

事務連絡
令和3年4月5日

発注者協議会長 殿
(地方整備局長等 殿)

大臣官房技術審議官
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の
公示を踏まえた工事及び業務の対応について (参考送付)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、4月5日から関係都道府県知事が指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域において、まん延防止等重点措置を実施することを決定されました。

これを踏まえ、国土交通省直轄の今後の工事及び業務について、別添のとおり通知を行いましたので、地域発注者協議会等の貴会会員や関係団体に対しても、その内容を周知願います。

<内容に関する問合せ先>

国土交通省 大臣官房技術調査課

藤浪 富吉 Tel 03-5253-8221 (直通)

吉井 吉田 Tel 03-5253-8220 (直通)

事務連絡
令和3年4月5日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	営繕部長殿
	港湾空港部長殿
北海道開発局	事業振興部長殿
	営繕部長殿
各地方航空局	総務部長殿
	空港部長殿
	保安部長殿
国土技術政策総合研究所	総務部長殿
	管理調整部長殿
国土地理院	総務部長殿
	企画部長殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置区域外における 工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」（令和3年3月22日付け事務連絡。以下「3月22日事務連絡」という。別添）で通知したところであるが、令和3年4月1日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の公示が行われ、同4月5日から関係都道府県知事が指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）においてまん延防止等重点措置を実施することが決定されたことを踏まえ、重点措置区域については、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点

措置を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和3年4月5日付け国会公契第1号、国官技第2号、国官総第1号、国営管第4号、国営計第9号、国港総第7号、国港技第2号、国空予管第7号、国空空技第2号、国空交企第2号、国北予第1号。)を通知したところである。

なお、令和3年4月1日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下、「対処方針」という。)において、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については、引き続き、段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされている。

そのため、重点措置区域外であって、令和3年1月7日以降に緊急事態宣言の対象地域となり、その後、解除された地域(以下「解除地域」という。)における工事等の実施に当たっては、引き続き3月22日事務連絡に基づき、地域の感染防止対策の実施状況を踏まえながら、適宜、対応されたい。

また、対処方針において社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととされていることから、重点措置区域又は解除地域以外の地域における工事等の実施に当たっても、基本的な感染対策の徹底等を図りながら、引き続き、3月22日事務連絡に基づき、適宜、対応されたい。

事務連絡
令和3年3月22日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年3月21日に緊急事態宣言が全ての地域において解除された。令和3年3月18日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下、「基本的対処方針」という。）において、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされている。

そのため、今回宣言が解除された地域に加え、令和3年1月7日以降に緊急事態宣言の対象地域となり、その後、解除された地域における工事等の実施に当たっては、地域の感染防止対策の実施状況を踏まえながら、適宜、対応されたい。

また、その他の地域を含め、基本的対処方針において社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重傷者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととされていることから、基本的な感染対策の徹底等を図りながら、引き続き、工事等の対応について「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月7日付け国会公契第29号、国官技第251号、国官総第151号、国営管第412号、国営計第118号、国港総第514号、国港技第65号、国空予管第580号、国空空技第282号、国空交企第206号、国北予第46号。）に基づき、適宜、対応されたい。

国会公契第1号
国官技第2号
国官総第1号
国営管第4号
国営計第9号
国港総第7号
国港技第2号
国空予管第7号
国空空技第2号
国空交企第2号
国北予第1号
令和3年4月5日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年4月1日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の公示が行われ、同4月5日から関係都道府県知事が指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。また、令和3年4月1日に改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められることは言うまでもない。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年1月7日付け国会公契台29号、国官技第251号、国官総第151号、国営管第412号、国営計第118号、国港総第514号、国港技第65号、国空予管第580号、国空空技第282号、国空交企第206号、国北予第46号。以下「1月7日通達」という。別添）において、受発注者による協議や入札等の手続、感染拡大防止対策に係る設計変更等について取扱いを定めたところである。

工事等に関しては、対処方針では、重点措置区域における取組等として、関係都道府県知事が事業者に対して、職場への出勤等について「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向けた取組を働きかけるなど、緊急事態措置を実施すべき区域と同様の対応を行うこととされていると思料される。このため、重点措置区域における工事等の対応については、1月7日通達の緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応に基づき実施されたい。なお、重点措置区域外における工事等における対応については、引き続き1月7日通達の緊急事態宣言の対象地域外における工事等の対応に基づき実施されたい。